建学発 2000－第 0038 号
2000 年 3 月 1 4 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当　殿

社団法人　日本建築学会
荷重運営委員会
主査　大熊武司

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

標記については、構造委員会の承認を得て、荷重運営委員会の責任において下記の意見・要望を提出いたします。

記

（積載荷重小委員会）
積載荷重値が最近の知見を無視した現行施行令の踏襲となっている。本会荷重指針を参考にした値に改正すべきである。固定荷重は、各設計者が材料の単位体積重量をもとに算出すれば良く、施行令で例示する必要はない。
（積雪荷重小委員会）
86 条　「垂直積雪量」は「鉛直積雪深」とすべき。
理由：まず、「垂直」でなく「鉛直」とすべきである。なぜならば地面に垂線を引いて深さを計るのでは無く、水平面に垂直に測るのであるから、鉛直が正しい。また、積雪量という表現の中には、二つの意味、すなわち「深さ」と「相当水量」がある。
これらの区別をはっきりさせるために「深」を使うべきと考える。

第 2 項　施行令本文としては異議はないが、20 ニュートン「以上」とする場合の具体的な方法については、従前の指導・条例にとらわれず、当会の荷重指針に示されているような最新の知見を反映させたものとなるように希望したい。
第 3 項　「定める数値としなければ」は「定める数値以上としなければ」として本施行令の規定が最低基準であることを明確に示すべきである。
理由：性能設計で使われることを考えれば、荷重は定めて設計の方で余裕を取ればいい、

というのは片手落ちである。「設計積雪深の何倍まで耐えます」と言うより「1 平方メートルあたり何 kg（何ニュートン）の積雪まで耐えることができます」という性能表示の方が素直だと考える。
第 6 項　本文を「確実に雪下ろしをできる場合には、積雪荷重は雪下ろしの実況に応じて減らして計算することができる」とすべきである。
理由：前半について；多雪地方では、高齢化・過疎化の進行に伴い、雪下ろしを行う慣習のある地方であっても、確実に雪下ろしを行うことが困難になりつつある。他方「人が屋根の上に上って人力で下ろす雪下ろし」以外の屋根雪制御に対しても、その技術開発を妨げるような法律は定めるべきでないと考える。後半について；1m という絶対値で定義すると、3 日間の降雪量が 2m を超えることもあるような多雪地方に対しては極めて危険な低減となる可能性がある。当会荷重指針で示された 7 日増分積雪深のような指標を用い、制御能力も考慮に入れて低減すべきである。

（地震荷重指針改訂小委員会）
１．耐震規定を例に説明するが、SI 単位の移行に伴って、いくつかの点が改訂されているが、これを機に可能なかぎり単位に関係のない基準化した表現にすべきと考える。例えば、地震層せん断力ではなく地震層せん断力係数を用いるような形式に表現しておくと、世界的にも受け入れられ易く、ヤードポンドを用いる米国においても受け入れられる可能性が高くなることが期待できる。

（以上）